

赤平市公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第22号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、赤平市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 審査結果の市長への報告に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 総務課長
 - (2) 財政課長
 - (3) 学校教育課長
 - (4) 当該公の施設の管理を所管する課の課長
 - (5) 識見を有する者
- 2 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員の中から委員長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員に事故があるときは、委員の推薦する者がその職務を行うことができる。

(任期)

第4条 前条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、その職にある期間とする。

- 2 前条第1項第4号の委員の任期は、所管する公の施設の指定管理者の選定等に係る審査及び審議の期間とする。
- 3 前条第1項第5号の委員の任期は、3年とし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 委員の中に、申請団体の役員等関係者がいる場合は、当該委員は、当該申請に係る審議に加わることはできない。

- 2 前条第3項にいう委員は、前項により除斥された委員を含まない。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、市が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(選定結果の公表等)

第9条 委員会の会議の公開の可否は、非公開とする

- 2 委員会に係る情報、指定管理者の候補者の選定結果及び選定理由については、公表するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。